特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

岐阜県可児郡御嵩町長　様 令和　　年　　月　　日提出	申請者	住　所 （所在地）		特別徴収義務者 指　定　番　号		
		氏　名 （名　称）		担当者	氏名	
		法人番号又は個人番号				
		代表者			電話	

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことを次のとおり届出します。

この届出書を提出する日における給与等の支給人員	人
納期の特例の要件に該当しなくなったことの理由	

処理欄	課長	係長	担当者	

注意事項1.　この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2の規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。

注意事項2.　この届出書を提出した場合には、提出の日の属する月以前の各月に徴収すべき特別徴収税額については、提出の日の属する月の翌月10日が納期限となります（翌月10日が金融機関及びゆうちょ銀行・郵便局の休業日にあたる場合は、10日以降で最初の営業日）。
例えば3月15日に本届出書を提出した場合は、12月から3月までの分を4月10日までに納入していただくことになります。